

報告 1：熊田徹

「ミャンマーの『ロヒンギャ』問題をめぐる事実と規範」

2015年11月の総選挙で圧勝したスーチー女史のNLD政権が発足後1年半、ミャンマー国情の「改革」は国民の期待に応え得たといえず、経済面でも少数民族諸反乱組織との和平問題の見通しも決して明るいとはいえない。

一方、ラカイン州の「ロヒンギャ難民」をめぐって、「ロヒンギャ・ゲリラ」とミャンマー当局との間の武力行使事件が昨年来2度生じ、大量の「ロヒンギャ難民」がバングラデシュに逃避したこと等について、治安当局と女史とに対する厳しい国際的非難が沸き起きている。

この種の事件は規模の大小はともかく、過去にも何度か生じていたが、今回はノーベル平和賞受賞者でモラリストたる女史が指導する政権下での「ゲリラ掃討作戦」であったことと、国連人権理事会を含む国際社会の多数がこれを「民族浄化」とか「人道に対する罪」との国際規範上最も厳しい表現を用いて非難していること等で事情を異にする。

以上については、国家秩序および国際秩序と人権との関連性という観点から、下記のごとき要留意点か認められるので、8月24日付で出された、ラカイン州の諸問題改善のための「アナン委員会報告書」なども踏まえつつ、出来る限り実証的かつ理論的に整理してみたい。

1. ミャンマー側が歴史的経緯と法制的見地とから「ロヒンギャ」ないし「ロヒンギャ難民」の存在を認めず、これらの人々を隣国からの「ベンガル人不法移民」としているのに対し、隣国バングラデシュは「ロヒンギャ」を「ミャンマー国民」としている。
2. 国連人権理事会の関連報告や各種NGOの主張および諸報道が伝える事実関係がマチマチで、第三者的立場からは正確な事実認識が困難。
3. 国際人権団体等が唱えている「保護する責任」にもかんがみ、規範論的整理が必要。